

# 社会学的機能主義の射程

——システム論との接続関係—— (1)

宮台 真司

従来機能的言明の理論的位置は十分に把握されてこなかった。Luhmannは機能的言明の認識利得が必ずしも logical deduction にはないことを明示したが、大きな前進だった。だが彼のシステム理論における不備は、機能的言明の射程と限界に関する重要な問題を幾つも覆い隠している。この論文では、システム同一性が制度的同一性であることを出発点にして、覆い隠されていた問題を明るみに出す。次いでこの作業が実証家には実証目標の転換を迫り、理論家には近代の実証主義的思考伝統への訣別を迫ることを示す。

## 目 次

1. 機能主義的伝統と近代社会学
2. 日本での構造機能主義の受容
3. Luhmannによる問題設定変更  
：「説明」から「記述」へ
4. Luhmannが覆いかくした問題  
：機能的方法とシステム論
5. Luhmannにおける定義的矛盾  
：システム同一性の定義法
6. 社会理論における機能的記述
7. 部分制度の機能的記述の条件
8. 機能的記述とシステムの境界
9. 比較準拠視点の制度論的縮減
10. 実証分析上の含意と位置づけ
11. メタ理論上の含意と位置づけ

## 1. 機能主義的伝統と近代社会学

ある事象を、それ以外の事象ないしそれらを含む定義された全体的事象・に対する何らかの意味での（反）貢献的作用によって把握する立場一般を、社会学では通常「機能主義 functionalism」という。その思考伝統は後期ギリシア時代の「作用因」と区別された「目的因」の把握に遡り、変数間の制約（規定）作用としての数学的「関数 function」概念や影響関係一般としての因果的「作用 function」概念とは区別される伝統を構成する<sup>(2)</sup>。

20世紀初頭以来の人類学的機能主義<sup>(3)</sup>から社会学的機能主義への流れでは、社会の相対的不变事象の存在を、システム（=相対的不变事象の総体）の存続への貢献的作用で説明する方向に洗練された。Parsonsによる「構造機能主義 structural-functionalism」の提唱はその変奏である。謂わく、変数間均衡により広汎に社会を説明する一般均衡理論は、変数の性質の未確定等により社会学領域では適用不能、そこで暫定処置として諸変数を、変化し易いもの／し難いもの（過程／構造）に相対的に分離、前者の値を後者への存続維持への機能的貢献によって説明しようと図る立場である<sup>(4)</sup>。Parsonsは、(1)先ずシステム存続が満足を要請する下位制御目標たる機能要件を確定→(2)次に経験的事象を機能要件への貢献に対応づける、という多段的構成により、経験的な社会解釈とのインターフェイスを確保した<sup>(5)</sup>。形式的枠組の側面で一般均衡理論と人間学的機能主義に恩恵を受け、内容的解釈設定の側面でジンメルの抽象的社会概念、H. Spencer らの有機体的社会観、M. Weber の目的合理概念、E. Durkheim の連帯概念、S. Freud の潜在性概念等の恩恵に浴していた<sup>(6)</sup>。アメ

リカでは当時の社会情勢との関わりもあり、60年代には主として内容的含意を巡る多くの論争に晒されて退潮していった。

こうしたParsons的な洗練に対してHempel<sup>(7)</sup>による重要な理論的転覆があった<sup>(8)</sup>。システム存続への貢献がシステムの部分事象（変数値）の存続を導くとする「存続要件論」が、因果科学的な公準に照らして無効であることが証明され、広く知られたのである。これに対し、社会学では階層的制御理論や一般均衡理論への同一化による対処が企てられたが<sup>(9)</sup>、上記の機能主義的概念伝統の放棄を意味した。

## 2. 日本での構造機能主義の受容

日本に於ける構造機能主義は、Parsonsの受容以降、60年代に富永健一、吉田民人、小室直樹らにより構造変動論を組み込む方向に洗練された<sup>(10)</sup>。謂わく、構造は諸変数の相互連関を規定する関数であり、この構造が変数間均衡として定める社会状態を機能要件（＝評価関数）が評価し、非許容であれば許容的方向に<sup>(11)</sup>構造が変動する（＝「機能主義的構造変動仮説」）<sup>(12)</sup>。

こうした主張に対し、70年代末には若手研究者ら<sup>(13)</sup>がやはり妥当性の基準への抵触を主張した。それを2点にまとめると：(1)複数の機能要件（＝評価関数）の合成不可能性の問題（所謂「Arrow問題」）が解決できない。また、(2)機能主義的構造変動仮説の中身にあたる・順序と順位指定規則との対が恣意性である（所謂「冗長性問題」）。

さらに我々は、以下の諸点も問題にできる：(3) Parsonsが問題にした均衡理論の適用困難を軽視している。(4) Parsons版では機能は構造（＝相対的不变事象）維持への貢献として明示的に解釈できたが、日本版では如何なる同一物に対する貢献であるのかが不明<sup>(14)</sup>である。(5) Ashby(1960=1967)は、システム（＝関数）を、自分が導く状態（＝

出力された値の組）に対する評価を入力として・システム変動（＝関数変更）を起こすものと定義すると、関数の定義的要件が満足されないことを証明したが、機能主義的構造変動仮説はこの定理に抵触する<sup>(15)</sup>。

## 3. Luhmannによる問題設定変更： 「説明」から「記述」へ

以上のような経緯で、社会学的機能主義は一旦「死」を宣告された。これに対処して「機能的説明」<sup>(16)</sup>を救済しようとする立場は、誤謬を含むか<sup>(17)</sup>、結局は機能主義的概念伝統の実質的放棄に到るか<sup>(18)</sup>のいづれかであった。

ところがLuhmannによる社会学的機能主義の救済の試みは、それが機能的説明の救済を含意しないことによって、ひとまず成功していると見える。

彼は、Hempelらの理論的転覆を追認し、近代社会学の固執する機能的説明を、対象（の変動）の一意的導出に固執する存在論的思考伝統だとして放棄した上、「機能的記述」すなわち機能的等価領域=代替領域の記述だけで充分な認識利得が得られると主張し、かかる記述を機能主義のアイデンティティとすることを提唱した<sup>(19)</sup>。

彼によると、機能的記述の構成要素は、(1)比較のための抽象的準拠点（＝「機能的準拠問題」）の樹立と、(2)それに基づく比較領域=等価選択肢領域の構成、からなる<sup>(20)</sup>。しかしこの「機能的方法」自体は、比較の抽象的準拠点として何を選択すべきかを指示しないので、準拠点の選択は全く任意に開放されてしまう<sup>(21)</sup>。

そこで彼は、機能的方法につきものの比較準拠点の過剰な任意性に対処すべく、システム理論を導入する。それにより比較準拠点は“システム境界（複雑性の落差）の維持にとっての機能性”の問題に絞られ、任意性は縮小できる、とされた<sup>(22)</sup>。

#### 4. Luhmann が覆い隠した問題： 機能的方法とシステム論

我々は、社会学における機能的記述の有する認識利得を承認する立場を従来から表明し、かかる立場からの実証的研究業績も幾つか公表した（「テレビコマーシャルの機能的形式分析<sup>23</sup>」「現代大学生の消費生活の意味するもの<sup>24</sup>」）。機能的記述は、特に実証的なデータを高度に抽象的な理論的解釈に結合する場合には必須の方法である（→後述）。

しかし我々は、Luhmann による上記のような機能的方法とシステム理論との関係づけには疑問を持つ。すなわち、(1)彼の議論をつぶさに検討すると、機能的方法による比較準拠点の過剰をシステム理論が縮減できると見えるのは、システム概念を過剰に曖昧に（文脈依存的に）用いているからだと判る。(2)さらに踏み込んで、比較的準拠点の任意性をシステム理論が縮減することは理論的に不可能だと証明できる。(3)しかしある社会事象の固有性ゆえに、システム理論が縮減しなくとも任意性が大きく縮小されるからである。

これらの検討により、最終的には社会学的機能主義の射程が明らかになる。予告的に言うと、Luhmannは我々同様、人間の端的な（=コンテクスト・フリーな）選択自由を否定する反人間主義=反近代的実証主義の思考伝統に立つ。だが彼の機能的方法の把握には未だ近代的実証主義の残滓が名残を留める。この点に関して我々の把握を対置することで、近代的実証主義の枠内から機能的方法を開拓できる。この開放は同時に、社会学における理論と実証の大幅な乖離を克服する手段を提供する（→後述）。

以下、上述の(1)(2)(3)を順次論じる。次章では(1)に関して考察するが、Luhmannに関心のない読者はここを飛ばして6章から読んでほしい。

#### 5. Luhmann における定義的矛盾： システム同一性の定義法

Luhmannには、（同一論文中にさえ）システムに関する複数の定義が混在する。これらを文脈によって使い分けることで、その都度の主張がなされる。機能的記述に於ける比較準拠点の任意性の縮減にシステム理論が貢献するという主張も例外ではない。そこでこれらの定義を検討したい。

まず、機能的システム理論<sup>25</sup>は、環境に対する相対的不变性（=小さな複雑性）によって、換言すると複雑性の落差によってシステムを定義する、とされる。その上で機能的システム理論の目標は、相対的不变性を維持（=複雑性を縮減）するための戦略を変数として確定する作業だとされる。ここではシステム同一性は、複雑性の相違によって定義される内／外一差異だと見做される<sup>26</sup>（=複雑性の落差による規定）。

他方、社会システムは、事実的に生起する行為を要素としつつも、要素同士のシステムとしての連関は事実的因果連関ではなく、行動予期が安定した同一性を保っていることで（意味論的に）定義される、という。そして社会システムの相対的不变性（=小さな複雑性）を理論家に把握可能にするのは行動予期のプログラム（=制度）であるとされる。ここではシステム同一性は、予期プログラムの同一性であり、（環境より過少な）要素連関の同定も行動予期の同一性に従属するとされている<sup>27</sup>（=行動予期の同一性による規定）。

更に他方、因果思考では、入出力パターンの予見可能な対の集合<sup>28</sup>の同一性によってシステム同一性が定義されていたが、機能的システム理論では、機能的に等価な反応選択肢類が行動予期において用意されているとき、その用意された等価類の同一性に基づいて、システム同一性が定義される、という<sup>29</sup>（=反応等価類による規定）。

最後に紹介した「反応等価類による規定」は、

反応等価類をあたえる行動予期・の同一性に視点を置き換えれば、「行動予期の同一性による規定」と等価と見做し得る。だから結局問題なのは、社会システムの同一性の「行動予期の同一性による規定」と「複雑性の落差による規定」との間の関係である。ここで「行動予期の同一性による規定」に準拠すると、複雑性の落差自体が行動予期の同一性の把握を経て初めて定義し得ると見られ、「行動予期の同一性による規定」のほうが優位になるはずだと推測できる。この「行動予期の同一性」は、彼が「構造」と呼ぶものと外延的に等価である<sup>33</sup>。

上記の優位関係は社会システム理論にとっても機能理論にとっても重要だが、Luhmann研究者によつてもあまり理解されない。論者によつては「ルーマンはシステムの定義を、構造の定義から初めて明瞭に分離した」という<sup>34</sup>。ところが前述のように、論理的に追尾すると、Luhmannの定義においてさえ、最終的にはシステム同一性は構造（が与える可能性の分布）の同一性を離れては「定義」できないと読める側面がある。

ところがLuhmann自身も問題を明確に把握していない。別のところで彼は次のような論理を見せる<sup>35</sup>。（観察者による）システム／環境一切断は、まず差異によってなされる。このシステム／環境一切断の後に、システム要素の同定や、また個々の要素に一定の質を与えている要素間関係の同定が可能となり、同定された要素間関係システム同一性と同一視される。その際、この要素間関係が、環境において本来あり得る非常に多様な要素間関係の一部の選択的実現だと把握され、ここにシステム／環境の複雑性の落差が定義できることになる。これを踏まえて、要素間の制約された関係（＝小さい複雑性）によって環境から区別されるような要素の集合が「システム」と定義され、要素間のあり得る関係を予め制約しておく機能（を

担うメカニズム）が「構造」と定義される。

この定義が可能なのは、システム要素の定義と要素間関係の定義とが意味論的に独立の場合に限られる。さもないと、要素間関係が要素の質（値）を決めるとする把握も、システム／環境の複雑性の落差が定義できるとする把握も、無意味になる。システム要素が“自分を含む回帰的（因果循環的）なネットワークにより生成される”というLuhmann自身好んで言及する「自己生みAutopoiesis」概念も、この部分と全体の間の意味論的独立性を前提にする。意味論的に独立していないものの間の回帰性を問題にすることは論理的に不可能だからである<sup>36</sup>。意味論的循環（トートロジー）と因果的循環（回帰性）とは明確に区別される必要がある<sup>37</sup>。

こうした自己生み概念の適用を可能にする・要素間関係の定義的な独立性をもとにしたシステム概念は、システム同一性の「複雑性の落差による規定」には適合するが、「行為期待の同一性による規定」には適合しない。つまり、Luhmannの上記の定義は「複雑性の落差による規定」を前提とし、「行為期待の同一性による規定」とは整合しない。宮台（1986a）が論証したように、後者の規定に於いては、部分と全体の間の定義的独立性が与えられないからである。

以上のように、Luhmannの規定は部分的には妥当なものもあるが、全体としては一貫しておらず、両立しない規定を混在させている。

さて Luhmannが、機能理論における比較準拠点の任意性がシステム理論によって縮減されるという場合、「複雑性の落差による規定」が採用されている。それゆえ機能的方法とシステム理論の接続という点に関しては、筋が通った議論がなされているように見える。しかし彼はシステム理論の内部で、この規定を一貫して採用することができない。

さらに宮台〔1986a〕によれば、部分と全体の間の定義的独立性を前提にしながら「複雑性の落差による規定」によって同一性を定義できるシステムは、物理システム<sup>67</sup>に限られる。社会システムの同一性はこの方式では規定できない。そこで宮台〔1986a〕は「システム先取」概念を手掛りとして、社会システムの同一性が「行為の同一性を与えるもの・の同一性」すなわち「制度的同一性」であることを確認した。Luhmannの言葉では「行為期待の同一性による規定」に当たる。社会システムの同一性に関して「複雑性の落差による規定」が無効だとすれば、Luhmannによる機能的方法とシステム理論の関係づけは全面的に再考されるべきことになる。次章以降でこの点を展開したい。

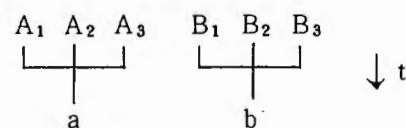
## 6. 社会理論における機能的記述

【1】宮台〔1986a〕で述べた通り、物理システムと、個々の社会的行為を要素とした社会システムとは、その定義的要件に大きな差異がある。すなわち、(1)：部分と全体との間に因果論的循環は存在するが意味論的循環の存在しない前者に対して、後者は意味論的循環ゆえに要素とシステムとの間に定義的な独立性が存在せず、要素間関係の同一性によってはシステムの同一性を定義できない<sup>68</sup>。(2)：ミクロ要素間の時間的接続関係に関して、物理システムは「弱い因果律<sup>69</sup>」に従うが、社会システムは「逆因果律<sup>70</sup>」に従うので<sup>71</sup>定常状態およびその時間的遷移系列（例えば状態図）をシステムの同一性の記述に代替できない<sup>72</sup>。以上の把握をもとに宮台〔1986a〕では「システム先取」概念を手掛けとして、社会システムの同一性は、要素間関係の同一性（定常性の集合）ではなく、予期理論的に定義された制度的同一性であるとされた。

また(1)のコロラリーから次も確認できた。物理システムは、統計熱力学的なエルゴード性を前提

にして、システムが存在しなかった場合の。システム内要素の集合が取り得る状態（=関係）の集合（=複雑性）を定義し、その部分集合しか現実に実現していない（=縮減された複雑性）とき、それを「秩序」と見做してシステム同一性の定義に組み込むことができた。ところが社会システムの場合、要素の定義的独立性の不在からエルゴード仮説を採用できず、従って、複雑性落差によってシステム同一性を定義できない。この点でのLuhmannの誤謬も指摘済みである。今回の議論は(2)の延長上に展開される。

【2】物理システムにおける機能的記述の位置を確認しよう。機能的な言明は必ずシステムの部分ないし要素に対してなされる。そこで、先ず物理システムのミクロ要素間の時間的接続関係を確認する必要がある。物理システムのミクロ要素間の生起関係（=要素1が或る振る舞いをしたときに要素2がどのように振る舞うか）に見られる弱因果的接続は次図のような逆ツリー状の展開を示す。

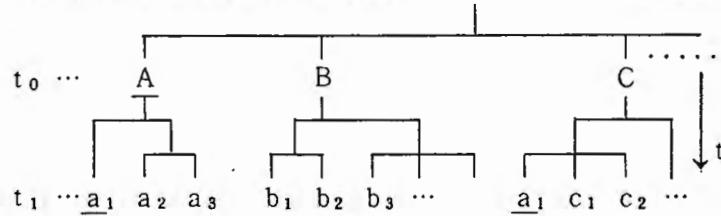


図は、結果状態aを生起させるのに初期状態としてA<sub>1</sub>をもA<sub>2</sub>をもA<sub>3</sub>をも選択できることを示す（但し結果状態も初期状態も、要素1の振る舞いと要素2の振る舞いの記述の対によって定義される）。サイコロで3の目を出すのにいろいろな振り方（=手の挙動）があり得るのと同じことである。

この場合、「サイコロの3の目が出る」のような同一の結果状態を引き起こす機能があという点において、複数の原因（=振り方=手の挙動）の機能的等価性を言明できる。つまりA<sub>1</sub>は、aを引き起こす機能がある（という点でA<sub>2</sub>やA<sub>3</sub>と等価である）と言える。

【3】他方、社会システムに関して機能的言明を施す場合、物理システムとの要素間接続関係の相違に対応して、用法に特別の工夫を必要とする。

社会システムの要素間(=社会的行為間)の逆因果的接続関係は次のようにある。



この選択連結においては、時点  $t_0$  での選択 A は、時点  $t$  における選択(ないしその帰結としての状態)  $a_1 \sim a_3$  の「可能性領域」を与える。社会システムの一例である「野球」における「あの時ホームランさえ打っていれば勝てたのに」という反実仮想を例にとろう。その意味するところは、Aを選択していれば  $a_1$  であったかもしれないのに、実際は B を選択したので  $a_1$  であり得なかった、ということである。この場合、ホームランさえ打っていれば「必ず」勝った、というわけではなく( $=a_2, a_3$  の可能性の存在)、ホームラン以外の戦略では「絶対」勝てなかった、というわけでもない( $=C \rightarrow a_1$  の可能性)。

このように、Aの開示する可能性領域にも C の開示する可能性領域にも  $a_1$  が含まれるとき、「A と C とは  $a_1$  について機能的に等価である」或いは「A は  $a_1$  の機能を持つ(という点で C と等価である)」と呼ぶことを、約束する。例えば「あの状況では、ホームランも三塁打も、勝利の呼び水になるという点で機能的に等価だった」などと言える。

こうした用法は、観察・制御できない要因を残しつつ社会記述(=要素間の関係についての記述)を行なう社会学に固有のものである。その意味で、  
“社会学では、

$(A \wedge X \wedge Y \wedge Z \rightarrow a_1, \text{かつ } C \wedge X \wedge Y \wedge Z \rightarrow a_1) \Leftrightarrow \begin{cases} A \text{と } C \text{ は } a_1 \text{ に関する} \\ \text{機能的に等価である。} \end{cases}$   
(但し X, Y, Z は観察・制御できない要因)

とする用法を選択せざるを得ない”とする Luhmann の議論<sup>(42)</sup>に類似する。但し彼が観察・制御不能性を社会システムの過度の複雑性に關係づけるのに対して、我々がそうした関係づけを否定し、要素たる社会的行為の偶有性=逆因果的選択連結に關係づけて把握する点は、重要な相違である。

【4】以降の伏線として次のことに注意したい。社会システムでは、要素の同一性はシステム同一性と意味論的に同時分節される。「野球」を構成する諸行為「投球」「走塁」「勝敗」等の範疇的同一性は、「野球ゲーム」の同一性を構成するルール=制度と同時に与えられる。だから上のツリー図の各枝(=選択肢)の同一性は、システム同一性=制度的同一性によって確保される。つまり社会システムにおける機能的記述、およびそれに意味を与えるツリー図を構成するためには、我々が先ず社会システムの制度的同一性の先取(=「システム先取」)を行なっていることが、前提となる。

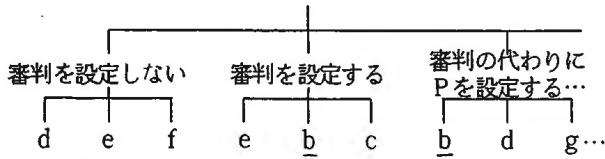
次章では、この事情が、社会システムに関する機能的記述の任意性に対して、幾つかの側面で固有の制約を与えるものであることを、考察する。

## 7. 部分制度の機能的記述の条件

ここで、制度的同一性を与えられた「野球」という社会システム・に於ける部分制度の機能である「審判(の設定)の機能」を問うことができる条件を、検討してみたい。

「審判の機能を問う」とは、前述によれば次のようだ。

まず次の図を見てほしい。



「審判を設定する」ことで、「設定しない」場合には不可能だった状態 b（例えば「ルール適用を巡る争いを回避する」など）が、可能性を与えるとする。このとき「審判を設定する」という選択に関して、「bを実現する（正確には『可能性を開示する』）機能がある」という機能的記述を与えることで、同じく b を開示する他の選択肢（「Pを設定する」を含む仮想的選択領域）が、等価領域として開示される。

ここで「野球」に於いて「審判の機能を問う」ことができるのは、一口で言えば「審判のいない野球」が想定可能だからである。すなわち「もし審判なしで野球するとしたら」という反実仮想が有意味である限りで、問うことができる。換言すると、「審判のいない野球」「審判のいる野球」を含んだ暗黙に先取された「広義の野球」の制度的同一性の枠内で、審判の有無ないし代替を選択の問題に付すことができる限りで、問い合わせるのである。

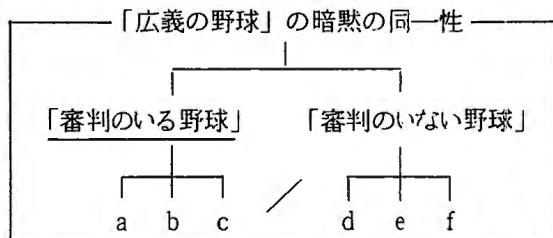
「野球」において「ピッチャーの機能」を問うことが困難なのは、その有無ないし代替が「野球ゲーム」の暗黙の同一性に密接に関係するからである。無論、人によってはピッチャーのいないゲームも「野球」と判断しよう。ここでは理論家が暗黙に遂行している制度的システム先取がどんな範囲と境界を持つかが問題となっている。社会学的機能理論は、日常的な成員の制度的な営みを浸す「暗黙知<sup>43</sup>」により限界を画されるのである。

## 8. 機能的記述とシステムの境界

【1】従って「野球」において「審判の機能を問う」ことは次に相当する：(1)暗黙に先取された「広義

の野球」の制度的同一性の内部で「審判のいる野球」「審判のいない野球」など、部分制度（=審判の有無）により区別された複数のシステム（=下位制度）を区別したうえで、(2)「広義の野球」の内部で定義される状態の内、「審判のいる野球」がどれを可能または不可能にするか、を記述すること。

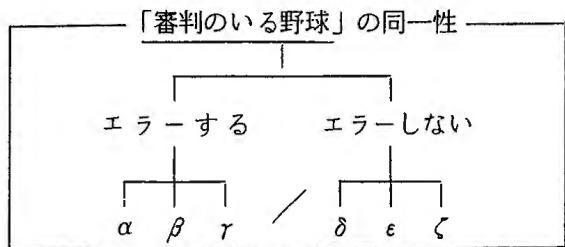
ここで、ある社会システム（例えば「審判のいる野球」）の部分制度（例えば「審判の有無」）の選択は、先取された・より広い制度的同一性とともに定義される状態集合のなかに、起こりうる状態／起こりえない状態、についての「境界設定」を持ち込む、と見ることができる。これを「部分制度による・システム状態の境界設定」と呼ぶ（→図(a)）。



図(a) 「審判の設定」が a ~ f に境界設定を持ち込む

これは、ある社会システム（例えば「審判のいる野球」）の中での「特定行為」の選択（例えば「エラーすること」）が、そのシステムが開示する行為系列の集合・の内部に、起こりうる系列を境界設定することとは、区別される。後者を「特定行為による・行為系列の境界設定」と呼ぶ（→図(b)）。

だから「審判のいる野球」なる社会システムに關し、「審判（=部分制度）の機能を問うこと」と、「エラーすること（=特定行為）の機能を問うこと」とは、全く別のことである。但し、ある同一性の枠内で、状態集合内に境界設定（図



図(b) 「エラーの有無」が $\alpha \sim \zeta$ に境界設定を持ち込む

の“／”)を持ち込む、という形式は同一である。この2つの作業の差異性と同一性を把握する試みは、初めてのものであると同時に、社会学の概念伝統を整理・把握する上で重大である。<sup>44</sup>

**【2】** Luhmannは「システム内の事態」の機能を把握する準拠視点の任意性を、システム境界維持の観点から縮減できると述べたが、これは誤りであることを再び確認できる。

(a)：システム内の事態として「部分制度」を取るとき、「部分制度による・システム状態の境界設定」を問題にできるが、これは暗黙に先取された制度的同一性の内部で区別された状態・の内部での境界設定を意味し、システム境界維持(=制度的同一性=システム同一性・の維持)とは関係がない。例えば社会で、ある制度の欠落が「犯罪行為」を増大させる(=「犯罪が増大している／いない」という区別された諸状態のうち前者を開示する)なら、その制度は逸脱行為の防止機能を有すると記述できるが、これはシステム同一性維持とは関係がない。犯罪行為が増加しても、その行為を「犯罪」(異物)として認識させ然るべき対処を可能にする制度=ルールが乱されていない限り、社会システム同一性は少しも揺らいでいかないからである。<sup>45</sup>

(b)：システム内の事態として「特定行為」を取るとき、「特定行為による・行為系列の境界設定」を問題にできる<sup>46</sup>が、これは当該システム(に同一性を与える制度)が許容する行為系列集合・の

内部での境界設定を意味し、システム境界維持(制度的同一性=制度的同一性の維持)とは関係がない。「組織のリーダーの行為の如何」によってその後の「組織ゲーム」の展開がどのようなものになるか(についての法則性の研究)は、組織におけるリーダーの諸行為についての機能的記述を構成しよう。だがこれは「組織ゲーム」が許容する諸状態のなかでの境界設定機能を問題にしているだけであり、社会システムの同一性維持とは関係がない。

**【3】** Luhmannの混乱は様々な論者にも見られる。混乱の理由は、社会システムを行為のシステムと見做す Parsons 以来の伝統的な理解に求められる<sup>47</sup>。社会システムの同一性を予期理論的な制度的同一性において把握することは、社会システムを行為システムとする伝統的立場の放棄を意味する。社会システムは行為のシステムではない。行為を可能にするもののシステムである<sup>48</sup>。こうしたシステムにはパースンシステムもあるが、とりわけルール=制度的側面に照準する点で、社会システム研究はパースンシステム研究から分け隔てられる。

我々のこうした把握は、従来の「行為の出現の布置」に着目した実証研究の蓄積を無意味としない。新しい場所に位置づけ直すだけである。我々の把握は、実証研究者には後述する利得を与える。我々が排除することを目指すのは、中途半端な水準での抽象理論——物理システムの理論のアナロジーの・よく考えられていないままの当てはめなど——である。例えば一昔前の、経済学の方法を模範とするような立場の不当拡張。絶望的な方向づけと言えよう<sup>49</sup>。

ところでLuhmannの組織論<sup>50</sup>などを検討すると、彼がシステム境界維持(複雑性の縮減)として記述したがった事態は、内容的にはともかく、外延的には「部分制度による・システム状態の境界設定」に相当していて、これを「システム境界維持」

と見誤ったと判断することもできる。だから、彼の“機能的準拠点の任意性をシステム境界維持の観点から縮減せよ”という命題を、我々の観点から善意に変換して、“機能的記述は「部分制度による・システム状態の境界設定」機能に絞ってなされるべし”，簡単にいうと“機能分析を（行為分析にではなく）制度分析に結合せよ”という含意が引き出せないこともない。

実際にかかる含意が導出可能かはともかく、社会学の研究目標との関わりからみて、制度分析と行為分析の間に優位関係を認める得るだろうか？以下ではこの点の考察を導入として、我々が定位してきた「機能的記述」における・比較視点および比較対象の任意性に関する縮減可能性について、システム理論との結合に代わる代替案を提示していく。

## 9. 比較準拠視点の制度論的縮減

【1】問題は次のように：社会学的機能主義の中心的分析課題は、特定の行為の機能分析であるよりも特定制度の機能分析である、と言えるか？我々の暫定的な考際ではそのように言えると思われる。

この問題は論理的に決着をつけ得るものではなく、社会学的思考伝統に照らして判断する以外にない。従来の伝統的な社会的機能主義においては「相対的に変わり得ないもの」についての機能分析が専らに行われてきた。初期の人類学的機能主義から既に明確だったこの伝統<sup>61</sup>が、Parsonsによっても相対的に変わり得ないもの（=役割構造や制度）についての機能分析として継承されたのである。

社会における相対的に変わり得ないものは、実体的な、運動／静止の区分を問題にしているのではない。当該社会で一回的たることを予期されているか／非一回的たることを予期されているか、

が問題である。こうした区分は当該社会の制度（=任意の第3者の予期・の予期）を参照して初めて定義できる。その事情は以下のとおりである。

事実的な行為は、それが前提とする制度的文脈の中で、いつも必ず「他でもあり得たのにソレが選択された」という相貌を帶びている。この偶有性についての了解、すなわち他でもあり得たことについての予期可能性ゆえに、事実的な行為は「一回的」であると言い得る。他方、行為選択の場面に準拠すると、選択の地をなす制度的文脈自体は「予め選択されたもの」として前提にされている。無論、制度的文脈自体を認識の焦点とした場合には、その制度の選択が、別の制度的文脈（=前述の「暗黙に先取された広義の制度的同一性」）を地とした上で「他でもあり得たもの」として相貌を帶びる。またそれが前述の制度の機能分析を可能にしている。このように当該社会での行為の選択水準およびそれを与える制度的文脈に定位して、行為=一回的、制度=非一回的とする把握が意味である。

社会学的機能主義の分析課題が「制度分析」であることから、2つの側面で、社会学的機能主義における比較の任意性が縮減される。第1は、文字どおり制度分析が行為分析に優越するという側面である。この縮減には更に第2の縮減が引き続く。すなわち第2は、機能分析を施し得る特定制度が、暗黙に先取されたシステム同一性により制約されるということである。第2の側面については、7章で述べた「部分制度の機能を記述できる条件」を参照してほしい。

ところで社会学的機能分析を特定制度の分析に限定するに当たり、重要な例外規定を設ける必要がある。すなわち制度が準備している行為の選択肢類型が明らかでない（ことによって制度もまた不明確である）場合がそうである。この場合、行為の機能分析を通じて行為の選択肢類型を把握す

ることで、不明確であった制度的同一性を確定できる。共著拙稿「テレビコマーシャルの機能的形式分析」（宮台他〔1986〕）がその例である。この論文の分析目標は、機能分析を通じてCF表現行為の類型的同一性を確定することで、かかるCF表現行為の選択肢類型を準備している。今まで明示されたことのなかったCF表現の制度的同一性を、確定することだった（<sup>→</sup>詳細後述）。次項での議論を一部先取りすると、社会学的言明の認識利得は、(1)制度水準において、(2)潜在的なるものを、記述において顕在化するところに生じる。社会学的言明の特殊ケースである機能的記述に於いては、制度水準での同一性が自明の場合（例えば「審判のいる野球／いない野球」の区別の自明性），直ちに制度水準での潜在機能の分析を行うことが、上記の2条件を満たす。他方、制度水準での同一性が自明ではない場所では、潜在的であった制度水準での同一性を確定するべく、行為の機能分析によって行為の潜在的諸範疇・潜在的選択肢類型を行うことが、上記の2条件を満たす。

【2】さらに機能的記述に於ける比較準拠点の第3の縮減の存在を指摘できる。これは機能の潜在性による縮減である。我々が過去に行なったテレビCFの機能的類型による分類（「テレビコマーシャルの機能的形式分析」）を例にとろう。

その分析の形式を紹介しよう。我々はCFそのものを一定の表現上の要請に対処する「行為」であると把握した。aというCF表現上の機能的要請に対処するのに、あるCF行為らはA<sub>1</sub>という戦略を採用し、別のCF行為らはA<sub>2</sub>という戦略を採用するので、それぞれに「A<sub>1</sub>」「A<sub>2</sub>」というラベルを貼って分類できる。また、とりわけ戦略A<sub>1</sub>を採用した場合に付随するCF表現上の機能要請bに対処するのに、ラベル「A<sub>1</sub>」のCF行為らの中で、戦略B<sub>1</sub>を採用するCF行為とB<sub>2</sub>を採用するCF行為が分かれるので、それぞれ

「A<sub>1</sub>-B<sub>1</sub>」「A<sub>1</sub>-B<sub>2</sub>」のラベルで分類できる。他方戦略A<sub>2</sub>を採用したとき付随するCF表現上の機能的要請cに対処するのに、ラベル「A<sub>2</sub>」のCF行為らの中で、戦略C<sub>1</sub>を採用するもCF行為とC<sub>2</sub>を採用するCF行為が分かれるので、それぞれ「A<sub>2</sub>-C<sub>1</sub>」「A<sub>2</sub>-C<sub>2</sub>」のラベルで分類できる。以下同様……。

この種の分析に社会学的な利得があるのは、この場合の機能aや機能bが、体験されない「潜在機能」だからである。この分析で、記述された機能が現実に体験されているものであった場合はどうか？この場合、記述は、“aを目的とするならば戦略A<sub>1</sub>またはA<sub>2</sub>を、更にbを目的とするならば戦略B<sub>1</sub>またはB<sub>2</sub>を選択しなさい……”というような、CF製作者の体験の「マニュアル化」になる。かかるマニュアルは通常、社会科学的な記述であるとは見做されない。「実用的記述」に限りなく接近するからである<sup>62</sup>。

通常「行為の目的」と呼ばれるのは、その行為に関して（行為者によって）体験された顕在機能である。行為の目的に応じた手段の可能性領域を記述したものが「マニュアル」である<sup>63</sup>。行為の目的は、当事者による顕在機能の事前的把握であり、それによる目的的行為の遂行が可能となる。目的的行為以外にも、行為一般に関して行為者による顕在機能の把握があり得る。例えば「あそこで三振したのは『失敗』だった」など。これは、その行為に関して（行為者によって）事後的に体験された顕在機能である。

制度=ルールは、通常の社会過程（=行為選択）に於いて選択の予めの文脈を構成する。従って選択性が把握されにくく、その分だけ制度選択の機能は体験されない。そこで社会システムについて「特定制度の機能分析」が遂行される際、記述された機能は潜在機能となる場合が多い。このことは前項での「制度分析の推奨」を正当づける。

但し現実の社会過程（＝行為選択）に於いて、制度の顕在機能が把握されている場合も重要である。政策決定過程においては、制度の機能を互いに体験可能化した上で、制度選択という行為・についての選択がなされる。すなわち制度選択が行為選択（＝政策課題）として問題となる場面では、制度の機能の社会過程における体験が前提となる。また、かかる体験を社会過程に供給し操作するところが「政策科学」の目的となる。

以上の通り、機能的記述における比較準拠点の任意性の第3の縮減とは、社会学的機能分析の認識利得を、通常は体験されない潜在機能を、記述において顕在化することに認めてある。そこでは潜在性と顕在性の落差が認識利得の源泉であると把握される。この事情は、伝統的な因果科学の認識利得の場合と類似する。誰にも既知の日常的な因果連関を因果法則として記述することでは、因果科学的な認識利得を構成できない。認識利得をもたらすためには、日常的には到底体験不可能な因果連関を記述において顕在化しなければならない。

伝統的因果科学は、通常体験されない因果連関の記述的顕在化を認識利得とし目標とすることで、目的的な因果連鎖の構成を目指す「工学engineering」に可能性を与える。同様に社会学的機能分析は、通常体験されない特定制度の潜在機能の記述的顕在化を認識利得として目標とすることで、目的的な機能の実現のための制度構成を目指す「政策科学 policy science」に可能性を与える。だから社会学的機能主義の貫徹によって、ますます分離しつつあった理論社会学と政策科学との間の距離を理論社会学の側から架橋できる。内容的に衰退しつつある理論社会学と政策科学の双方を救済するためにも急務の作業である。

【3】最後に制度論的に重要な第4の縮減について述べよう。これまで我々は、一定の条件のもとで、

特定制度の機能を記述できることを見てきた。では我々には“一般に制度というものにはコレコレの機能がある”という記述は可能だろうか？すなわち制度一般の機能を抽象的に問えるのだろうか？<sup>50</sup> 第4の縮減についての検討は、以上の間に否定的な答えを与える。

既に見たとおり、社会理論における機能的記述「選択Aはa<sub>1</sub>の機能を持つ」の認識利得の源泉は、同様にa<sub>1</sub>の可能性を開示する他の選択肢たちとの間に比較領域=代替領域を構成することで「他でもあり得ること」の把握を可能にする点にある<sup>51</sup>。このことから、事象Aについて機能的記述をするためには、事象Aが他の事象との間に比較・代替領域を構成できことが必要条件であると判る。事象Aが、我々の現実の世界了解において、他でもあり得るものとして眺められない性質のものならば、機能的記述の対象にはならない。そのような場合、一見機能的記述に見えるものは「単なる述定」に過ぎない。単なる述定（＝個体変項 individual valuables の集合を主語の選択領域として開示する述語定項 predicative constants の指定一般）にまで「機能的記述」の意味を拡張することは、社会学的方法としての利得を喪失させる。機能的記述が開示する等価選択領域（＝主語の選択領域）の各要素は、我々の現実の世界領域において代替可能なものでなくてはならない。

しかるに、制度一般についての機能的記述は、こうした条件を満たさない。制度一般が不在であるような状態、ないし制度の全てに別の何かを代替したような状態を、想定できないからである。如何なる社会理論も行為の範疇的了解とともにある。行為を記述できなくては社会理論も成り立たない。だが行為の範疇的な同一性の把握それ自体が、制度=ルールの同一性の（先取的な）把握を必要とすることは前述した。行為には、その意味

論的な同一性を可能にする制度=ルールが、後ろから貼り付いている。だから、社会理論は記述対象の側に何らかの制度が存在することを前提としてしか成り立たない。すなわち社会理論は制度の一般的不在を記述空間に含めることはできない。

だから、第4の縮減は次のように整理される：社会学的機能分析では、記述対象たる事象は、他の事象との間に比較・代替可能性を構成できるものに限定される。（従って制度一般を主語とする機能的記述は無条件にはできない）。

だがこのように述べただけでは、次のことが説明できないと感じる向きもある。すなわち Luhmann は制度一般の機能を抽象的に問い合わせ、十分な認識利得のある詳細な機能的記述に成功しているように見える。これはどうしてなのか？

確かに Luhmann は、制度一般の機能を抽象的に問い合わせた。だが問い合わせへの実際の回答は無条件の機能的記述になっていない。これは彼も自覚していなかった。彼の議論の紹介は後に回して、謎解きのあらすじを述べよう。

我々は制度=ルールに充たされた世界に生きる。それら制度を一举に対象化することはできない。対象化する側のまなざしを浸す制度自体は、視線の台座として自らの視界に入らないのだから。だが部分的な制度、特定の制度であれば、対象化できる。場合によっては制度の改廃や新たな設定さえ思考できる。だから、“今まで制度=ルールの存在しなかった部分的な社会領域に新しく特定の制度が持ち込まれるとき、何が可能となり不可能となるか？”を問える。交換のルールが存在しなかったところに交換のルールが持ち込まれたらどうなるか？ 性愛のルールが存在しなかった局面に性愛のルールが持ち込まれたらどうなるか？ それぞれ、交換のルールの機能分析、性愛のルールの機能分析を構成しよう。こうした思考の延長上に次のような抽象的な問も可能となる。即ち、

“一般的に、今まで制度の存在していなかった部分領域に新たに制度が持ち込まれることで、何が可能となるか”という問。これは制度一般の存在（すなわち新しく制度が持ち込まれる部分領域以外のところで諸制度）を前提とした上の問であり、制度一般の機能を無条件で問う問題設定と区別される。Luhmann は制度一般の機能を無条件で問うかのように見せつつ、実際は上述の条件つき回答を与える。彼の回答の有意味性はその事実がなければあり得ない。

Luhmann の記述の中で確認しよう。彼によると制度の機能は以下の3つである<sup>59</sup>。(1)個体の予期（行為志向を含む）を規制ないし保護する。(2)他者の行為を、他者の予期・の予期を規制することで計算可能化する。(3)合意を節約して注意の容量の限界に対処する。

(1)の記述をみると、“制度に反して、暗黙に前提とされたものを共同の関心に引きずり出すことは困難だから、人は制度に反する予期や行為志向を制約される”という論理構成である。ここで、“制度に従った予期を行なう”ことと比較可能=代替可能であるのは“暗黙の前提を共通の関心に引きずり出して破壊する”ことである。この後者の選択肢も制度を前提にする。制度の全然ないところで“共通の関心に引きずり出”せるわけがない。(2)の記述の論理構成は、“訪問時間についてのルールによって、訪問したときの他者の反応が計算可能になるから、それに保護されて「訪問」行為が容易になる”というものだ。ここで代替領域=比較領域を構成するのは、“制度による計算可能性のもとで訪問する”と“制度がないので他者行為が計算不能のまま訪問する（または計算不能なので訪問できない）”という選択肢である。後者の選択肢も無論制度を前提とする。“他者を訪問しようとしていること”が前提となっているのだから。(3)の記述の論理構成は、“制度（=合

意の想定)の御陰で合意が節約できるから人間相互の素早いコミュニケーションが可能になる”といふものである。ここで代替領域=比較領域を構成するのは，“制度により合意のないところでも行為できる”と“制度がないので一々合意してから行為する”という選択肢である。後者の選択肢も制度を前提としている。なぜなら合意するためにこそ制度(例えば意思の確認のルール)が必要だからである。

以上のとおり、(1)~(3)の機能的記述が比較しているのは「制度のある状態／制度の全くない状態」という対立ではない。飽くまで制度の一般的な存在を前提として、ある部分領域に於ける特定制度の在／不在だけを問題にしている。

【4】まとめると、社会学的機能理論における比較準拠点の任意性は、以下の4点で縮減される。第1：社会学的機能理論は(行為類型=制度的同一性・が明確な領域では)行為ではなく制度の機能分析を選択する。第1'：行為類型=制度的同一性・が明確でない領域では、社会学的機能理論は行為の機能分析によって制度的同一性を確定する。第2：機能的記述の対象となり得る特定制度は、予め先取されたより大きなシステム同一性によって制限されている。第3：機能的記述が記述する機能は体験されないもの(潜在機能)に限定される。第4：機能的記述が記述の対象とする事象は、他の事象との間に比較・代替領域を構成しうるものに限定される。

これらの縮減の多くが、記述対象が社会システムであることからもたらされることは確かである。だがLuhmannの考えとは違って、対象が社会「システム」であるからというよりもむしろ「社会」システムからこそ、こうした縮減が実現する点に注意したい。

## 10. 実証分析上の含意と位置づけ

機能理論を正確に位置づけ直す作業が成功すれば、理論家はもとより複雑なdataを解釈する必要に迫られている実証分析家にとって朗報である。

従来、社会学的実証分析は、2つ以上の変数(時間をパラメーターとした同一変数の時系列も含む)の間の一意の相互連関関係を特定することを目的してきた。そこではモデルは説明項から被説明項を導出するものであると把握された。

社会学的な場面では、実証分析の目的以上のように絞ることは2つの問題を伴う。

第1に、モデルとして過大なリスクである。コントロールし得ず認識もしがたいコンテキストの変動によって、簡単に当て外れが生じる。そのため、説明対象に選ばれるのは、大規模だが当てはめられる構造が単純なもの(職業移動研究など)か、当てはめられる構造は複雑だが小規模なもの(小集団研究など)に限定されてきた。前者は、必ずしも認識・制御されていないコンテキストを伴ってもそれが短期的には変動しないと見込まれることに依存し、後者は、規模を小さくしてコンテキストを認識・制御しうる可能性を高めることに依存していた。こうして従来の実証モデルは、大規模でしかも構造が複雑だと見込まれる対象を選択できないことから、理論社会学的な含意に乏しい成果に留った。

第2は、モデルと理論との混同である。ここでモデルは、観測できる2つ以上の変数の間の関係(関数)についての仮説をいう。モデルが妥当だと、ある変数(たち)の値(の組み)から別の変数(たち)の値(の組み)を導出・予測できる。自然科学(例えば量子力学)の場合、モデルは内部に観測できない多くの変数とその間の関係についての仮説を含む。だからモデルはそのままで理論である。ここで理論とは、そこに含まれる仮説が、現実に観測される具体的な関係を記述する枠組

みから大きく隔たった抽象性を持つことで認識利得する命題集合をいう。前述の言い方では、潜在的なものを当の仮説の「中」だけで顕在化することができ、その潜在性と顕在性の落差が認識利得の源泉を与える場合である。ところが社会学的な実証モデルが仮説する構造は余りに単純すぎて、このような潜在性（抽象性）と顕在性（具体性）の落差が小さい。このようなものはモデルではあっても理論というほどのものではない。同じことは、社会学に於ける実証的概念と理論的概念との間の大軒離という視角からも語れる<sup>57</sup>。

社会学的実証分析の目的を、観測可能な変数間関係（関数）の確定それ自体だと考える代わりに、観測可能な変数に関する機能的記述であるとしてみよう。すなわち、2変数a, bの間の共変関係を前にして「aがbを左右し得るのは、aにしかじかの機能がある（点でa', a''などと等価である）からだ」という抽象的の聲明を、さらに加えることを目的とする。逆にいふと、こうした抽象的な機能的記述に到達することを目的として（ないし到達しうる限りで）共変関係を発見するのである。こうすることで上記の2つの問題を回避できる。すなわち我々は対象に大規模でかつ十分複雑な機能的構造を見込みつそれに迫進することを目的にできると同時に、目的が達成された暁には、その仮説群の十分な抽象性と対象（共変する変数）の具体性との間の落差から、理論と呼ぶにたる認識利得を獲得できる<sup>58</sup>。

以上の通りだとすると、この機能的記述の可能性の条件を充分に明示しておくことは、(1)みずから実証研究に過大ないし過少な条件を課してしまいがちだった従来の傾向を遮断するのに有効であり、また(2)実証研究のめざすべき方向性を示唆することができる、という意味で、とりわけ実証研究者にとって非常に重要なことであると思われる<sup>59</sup>。

## 11. メタ理論上の含意と位置づけ

次にメタ理論上の含意を確認したい。この側面での我々の目的は「LuhmannをLuhmannの方向へ乗り越えること」である。

Luhmannの最大の理論目標の一つに「人間主義」を旧時代の遺物として乗り越えることがある。もう少し土俵を拡げれば、広い意味での近代的な「実証主義」への反省である。

人間は本来、白紙の空間の中で社会ないし社会過程を恣意的に選択できる「選択自由」を持つ、とする把握が実証主義的立場（無論、人間主義にも）に共通する。この思考は、現存の社会や規範をこうした人間の本来の自由にとってのしがらみや拘束として把握させ、「批判理論」の前提を準備する。すると、しばしば実証主義 v s 批判理論という構図で近代の乗り越えが志向されるのは見当違いと言える。また方法論的個体主義 v s 集合主義の対立に代表される近代理論社会学の構図にしても、双方とも規範や制度を本来あり得た人間の選択自由に対する制約として把握しており、その上で制約力の源をめぐり分岐しているのみである。Parsons を始めとする理論社会学の本流はこの実証主義的構図の枠内にある。またこの意味での実証主義は、「全てが超越論的主觀にとっての経験である」ことを「疑い得ない台座」として把握する現象学にまで反響する。ゆえにカント主義 v s 現象学などの構図で近代的思考地平の乗り越えが志向されるなら、問題は覆い隠されたままである。

今世紀半ば頃から様々な分野で、かかる思考伝統への訣別が始まった。哲学における Wittgenstein や Austin, 法理論における Hart, 科学理論における Polanyi, 経済学における Hayek, そしてかなり後れて社会学での Luhmann。これら系列を、議論の成否を別にして「反実証主義」と呼ぼう。反実証主義的思考伝統の特徴は、一見

存在する「選択自由」を、1次ルール、慣習、暗黙知、自生秩序、制度などの「(究極的には)選択し得ないもの」の効果として把握する。こうした知的傾向は、社会の見通し得ない複雑性の増大に呼応して生じてきたものようである。

ところで Luhmann 自身も含まれるこの反実証主義的思考伝統からすると、Luhmann の議論は不徹底と見られる。つまり彼には実証主義の残滓が色濃い。例えば(1)システム同一性を複雑性の落差に於いて把握する視点を残し、システムを制度的に同一性に於いて把握しきっていない。(2)それとの関連で、機能的に比較準拠点の任意性が仮説された上でシステム理論による縮減が説かれる、という構成になっており、社会システムの同一性が制度的同一性であることから必然的に比較における任意性が縮減されることが把握されない<sup>60</sup>。

彼によって制度が「合意以前的」なものであることが把握された点は大きな前進だった。そこでは従来の社会学に一般的だった制度に関する実証主義的把握が退けられた。だが他方、システム理論、機能理論、およびその両者の関係に関して「制度的なるもの」が果たす役割に関しては、まだ多くの問題が覆い隠されている。それらを明るみに出すことでの、実証主義的残滓を払拭し得るなら、メタ理論上の意義は小さくないと思われる。

ここで、社会学に於ける反実証主義の試み一般を「制度派社会学」と呼びたい。日本でも既に幾つかの例がある<sup>61</sup>。制度派社会学の戦略の1つに、Luhmann を Luhmann の方向に乗り越えることが挙げられる。今回は、前回の論文<sup>62</sup>に引き続き、その戦略に沿った議論を展開した。また、今回述べたような特別な機能主義の立場を「制度派機能主義」と呼ぶことにしたい。多くの理論家と実証家がこの立場に立ち、具体的な社会現象を素材として抽象的な把握を行なっていくことが、社会学の活性化のために急務だと思われる。

## 注

- (1) この論文は学会報告、宮台〔1986 b〕を、下敷きにする。
- (2) 数学的「関数」概念や因果的「作用」概念は、「作用因」の思考伝統の側に属し、今日の科学的原因概念の中核を構成する。
- (3) Radcliffe-Brown [1935], Malinowski [1934=1942→1967: 112, 127 etc] など参照。
- (4) Parsons [1945] を参照。この論文で「構造機能分析」の用語が最初に採用された。
- (5) Parsons [1956=1958・1959] が代表的な例。
- (6) 日本では専ら形式的側面のみの継承・批判に終始し、彼の理論の解釈的な有意味性を与えていた概念伝統の検討が手薄であった。
- (7) Hempel [1959] を参照せよ。
- (8) アメリカにおける構造機能主義の退潮が、必ずしもこうした理論的転覆を契機としたものでないことが、知識社会学的に興味をそそる。
- (9) この点に関して Luhmann [1962=1984: 9] も参照せよ。
- (10) 例えば小室〔1967〕富永〔1972〕吉田〔1974〕などを参照せよ。
- (11) かかる「許容化」は吉田の提唱であったが、「最適化」的変動を特殊場合に含むと考えれば他の論者の議論をもカバーできる。
- (12) 彼らは自らの立場を「構造機能主義」と称するが、Parsons 版と同一名称で呼ぶべき同一性を確保しているか微妙である。
- (13) 吉田〔1980〕恒松・橋爪・志田〔1981〕などを参考せよ。
- (14) 日本版では、変数間関係として定義される構造は変動可能なものだから、システム同一性として構造同一性をとることはできず、構造変動関数の同一性がシステム同一性であることになる。構造同一性により定義されるシステムなら、Parsons のように、構造への貢献作用に準拠して機能を把握でき、経験

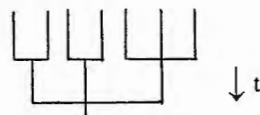
事象との対応はつけやすい。だが、「構造変動関数がその同一性を与えるシステム」に準拠する場合、このシステムが経験的対象のどの側面に対応するかが問題となる。一部の論者は、この側面での解釈的有意義性の確保するのに、素朴な「全体社会=主体」論を持ち出す。この見方は、解釈的に突飛であることは指しても、元来19世紀的「社会=主体」概念を克服していく過程で成立した社会学の概念遺産の多くを放棄することに結びつく。さらに突飛さを excuseするのに、形式的に説明がつくならば何でも持ち出せると言うのは、陳腐な構成主義的・論理実証主義的方法論である。別の論者は、社会を構成する行為主体の反省能力を、社会システムの自己評価・変動能力と同一視する事で問題を解決しようと図る。これは記述レベルの完全な混同であり、システム概念を完全に無効にすることは述べるまでもない。

- (15) この点に関して宮台〔1985〕の解説を参照せよ。
- (16) 機能的「説明」とは、対象の存在を、その貢献作用（＝機能評価における優位な評価順位）から直接に導出する立場をいう。
- (17) その代表例の一部を注(14)に提示した。
- (18) 階層的制御システムの理論が最も代表的。
- (19) 特に Luhmann〔1962=1984:13-18〕を見よ。  
但し彼が「説明」「記述」という用語系を用いていない点には注意。
- (20) 《なぜこの種の機能主義的主張が興味を引き、なるほどと思わせるのか。…理由は、機能的分析が取り扱っている事態を比較可能なものにするにあらうに考えられる。〔Malinowskiが分析した、未開社会における〕儀式の機能が、情緒的に困難な状態に対する適応を容易にすることを明示すること〔=比較準拠点の樹立〕により、その問題に対して他にどんな解決可能性があるのかという問が暗に提起される。その場合儀式は他の可能性に対する機能的に等価な関係の中に現れる。例えばイデオロギー解釈の組織的方法、嘆き、怒り、ユーモア、爪を噛

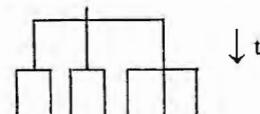
むようなこと、空想的な世界への逃避など〔=比較領域の構成〕。》(Luhmann〔1962=1984:13〕)

- (21) 《比較の視点は論理的には完全に任意に選ばれる。…選ばれた比較の視点によって分析結果の妥当性は影響されたりしない。》(Luhmann〔1963=1983:29〕)
- (22) 《しかるべきシステムないしシステム類型を研究する際には、比較の視点の任意性は大いに縮小されている。…社会システム理論は、問題解決に役立っている機能的な等価な選択肢の部類の濃縮を促進する…。〔システムの実現課題たる〕安定化は、システムと環境の間の関係として、即ち可変的な環境に対するシステム構造やシステム境界の相対的な不变性として把えられなければならない。…これらの働きの研究こそ機能的研究の対象である。》(Luhmann〔1963=1983:29-36〕)
- (23) 宮台他〔1986〕を参照せよ。
- (24) 宮台〔1987〕を参照せよ。
- (25) 彼は機能的方法とシステム理論とを(彼の流儀で)結合したものを、こう呼ぶ。Luhmann〔1963=1983:37, 39 etc.〕参照。
- (26) 《システムと環境の間の関係、つまり可変的な環境に対するシステム構造やシステム境界の相対的な不变性…》(Luhmann〔1963=1983:36〕)。  
《システムは、差し当たり極めて形式的には、複雑で変化する環境の中で内／外—差異の安定化を通して自己を維持する自同性である…》(Luhmann〔1968:16〕)。  
《システムと環境との非対称性は、2つの複雑性の差異、すなわち複雑性の落差として捉えられる。つまり環境の複雑性の方がシステムの複雑性より大きい。環境にはシステムより多くの要素が含まれ…》(Luhmann〔1980=1983:235〕)。
- (27) 《諸行為が連関してシステムになりうるのは、行為が純粹にかかるものとして事実的に実現されるからではなく、またそうした行為の条件と結果の連関という因果性に基づくものでもなく、もっぱら行動

- 予期の安定化に基づいている》( Luhmann [1963 = 1983: 43] )。《行動予期による「プログラミング」が、システムの相対的な不变性を了解可能にしている》( Luhmann [1963 = 1983: 46] )。
- (28) 状態遷移関数や状態図による表現と等価なシステム定義を想起するといいだろう。この点は宮台 [1986 a] を参照せよ。
- (29) 《行為秩序というものは、抽象的なシステムに固有の視点のもとで機能的に等価である一層多くの反応選択肢を、環境の変化に対して用意している程度に応じてシステムなのだ。…個々の選択肢は一定のパースペクティブにおいて機能的に等価なのであり、…そのシステムでどの選択肢が選ばれるかはどうでもよい》( Luhmann [1963 = 1983: 48] )。
- (30) 《〔社会システムにおいて〕構造を形成している行動予期は…》( Luhmann [1963 = 1983: 44] )。《体験の場の複雑性および不確定性に關係づけることによって、具体的予期が…構造としての機能を与えられる》( Luhmann [1972 = 1977: 47] )。《行為のシステムは、存在法則によってではなく、予期連関によって構造化される》( Luhmann [1972 = 1977: 131] )。《予期概念にもとづく構造概念…》( Luhmann [1972 = 1977: 144] )。
- (31) たとえば長岡 [1986: 299] を参照せよ。
- (32) Luhmann [1980 = 1986: 236, 222 etc.] を参考。
- (33) この件について詳細は宮台 [1986 a: 100 – 101, 113] を参照せよ。
- (34) 因果的循環と意味論的循環の相違に関する明確な指摘は宮台 [1985: 7] を参照。さらに意味論的循環・論理学的循環・形式システムの不決定、の相違と相互関係について、宮台 [1983: 1051 – 1102] を、実定法空間の意味論的循環に関し宮台 [1983: 1103 – 1108] を、また一般的行為空間における意味論的循環について宮台 [1983: 1155 – 1184] 参照。
- (35) 工学的システムから生物的システムまで含む、物理現象に見出されるシステム。
- (36) 宮台 [1986 a: 100] を参照。
- (37) 《因果律とは、原因があればそこから生じる結果がただひとつだけだ、という考え方である。「強い因果律」は、一つの結果には一つの原因が対応することを指示する。ニュートン力学的な時間的可逆過程は、強い因果律を満たす。だが百年余り前にClasius や Boltzmann によって時間的な不可逆過程の存在することが、熱力学の第二法則として定式化される。…今サイクロが3の目を出して横たわっている。この状態から、サイクロを振ったときの初期状態を一義的に決定はできない。…一つの結果（エネルギーの散逸した状態）が複数の原因（初期状態）のどれによっても生じ得るからである。従って古典物理学では因果律は弱められて、一つの原因には一つの結果が生じるが、必ずしも逆はいえないことになっている。》( 宮台 [1986: 98] ) 物理システムの要素から要素への伝達は、かかる弱因果的決定に従う。
- (38) 《今社会システムが意味的に伝達過程を基本的な構成要素とするものと考えよう。…物理システムを構成する要素間の決定関係は（少なくとも）弱い因果律に服するので、



という逆ツリー状の展開過程を示すが、意味論的な決定連鎖に典型的に見られるのは、



という逆因果的な過程である。ここに存在しているのは、因果的な決定関係ではなく、意味論的に不可逆な接続関係である。例えば…組織における上位から下位への命令の伝達は、上位者の行動による下位

者の決定のための決定前提の供給である。下位者はその決定前提が開示する選択領域において自由な選択…を行なう。》(宮台〔1986a:98-99〕)。

- (39) 物理システムが孤立系(=物質とエネルギーの入出のない系)のとき、マクロ状態の時間的遷移も、エントロピーの増大および自由エネルギーの散逸に伴って弱因果性を示す。コップの中の勝手な場所に青インクを落として時間がたつと、落とし場所に関係なく同様な拡散状態に到るのが、その例である。だが、散逸構造論が明らかにしたように、非孤立系である場合—例えば「下から熱せられたコップの水」のような閉鎖的非孤立性(=エネルギーのみの入出がある系)の場合—、マクロ状態の時間的遷移が、系のエントロピーの減少と並行して逆因果性を示す。コップの水を熱しても、いつ・どこに・どのような対流ができるかを正確に予測することは原理的にできない。天気予報の精度に原理的に限界があるのも同じ理屈だ。非孤立系のマクロ状態遷移が示し得るかかる逆因果性は、ミクロ要素間の伝達作用に見られる弱因果性と矛盾しないばかりか、それを前提としている(例えば自由エネルギーの伝達や化学反応連鎖において)。

(40) 宮台〔1986a:99〕参照のこと。

- (41) 《社会理論家は、例えば組織理論家であれば“組織”を、家族理論家であれば“家族”を記述しようとする。…我々は、研究に際して、組織に帰属する事象(行為接続)・家族に帰属する事象(行為接続)を予め知っていたかのように選別=排除している。だから“組織”について“家族”について語り得る。これを「社会システムに於けるシステム先取」と呼べる。…この選別=排除を可能にしているものは、一体何か? …物理システムの場合とは違い、外的な行動の定常性・規則性に関する知識を、その答えにはできない。…社会システムに於ける先取を可能にするものは、一口で言えば、観察者が、家族・組織に帰属する行為ないし行為接続を知っている、

という「事実」である。ある2つの行為が共に“家族”に帰属するものだ、という観察者の見なしは、その2つの行為が或る同一のコンテキストに於いてその可能性を開示されたものであることを想定していることと等価である。我々はこの同一のコンテキストのことを「制度」として定義できる》(宮台〔1986a:100〕)。さらに引用文の前後を参照。

(42) Luhmann〔1962=1984:35-37、特に36〕を参照。

(43) 暗黙知については、Polanyi〔1958=1985〕〔1965=1980〕参照。

(44) この件、後述する。

(45) このような把握は、例えば「犯罪」などの逸脱行動が起こっても、社会システムの「システムとしての同一性」が乱されたわけでは全くない、という現実的認識に関連する。その犯罪を「犯罪」(すなわち異物)として認識させ、然るべき対処を可能にする制度(=ルール)があれば、どんな犯罪が起こっても、システムの同一性は乱されていない。抽象的にいって、そのシステム内部で許容される行為・許容されない行為についての制度的予期が貫徹している限り、現実にどのような行為が生起しようと、システムは安定していると把握される。これは、社会システムを「行為のシステム」として把握するという伝統的な立場の放棄を意味する。社会システムは行為のシステムではない。行為を可能にするもののシステムである(本文後述)。

(46) 典型的にはゲーム理論が採用する立場に相当する。

(47) 特に初期Luhmannにも、この傾向が強い。《社会システムは、意味適合的に連関している事実的行為から成り立っている》(Luhmann〔1963=1983:43〕)。機能的方法とシステム理論の関係づけも、この初期の前提に拘束されている側面が大きい。それ以後について注(48)を見よ。

(48) 特に70年代以降のLuhmannは、社会システムと行為との関係を大幅に反省する。《個々の行為の意

味と同一性は、システムにおいてはじめて一般に構成される》( Luhmann [1971=1984:85] )。《社会システムは自分の同一性を、専ら行為についての思念された意味の理解による結びつきによって保持する。即ちAという行為がBという行為と意味的に連関しあっていることを理解することによって、その同一性を保持する。行為関連の脈絡として社会システムははじめて環境世界から際立たせられる》(〔同：88〕)。これは我々の認識に近い。だが彼は以前の立場との関係づけのために次のような言い訳をする。《なぜ〔自分は〕…社会システムを行為システムとして把握するのか…。この問に対する回答は…明らかである。あるシステムを行為システムとして把握するとは、そのシステムをそのシステム自体の働きによって定義するという意味である》(〔同：85〕)。つまりシステムの働き(=複雑性縮減)の帰結が行為(の体験)に表現されるから、社会システムはやはり行為システムだというのだ。前件は正しい。だが後件の導出は誤りである。例えば時計メカニズムのシステムの働きの帰結は、周期的な時刻表示(の体験)として表現されるが、時計システムをメカニズムに還元せずに時刻や周期概念のシステムとして把握するとすれば、愚かである。さらにLuhmann [1982]に到るや、生成論に固執する余り、事実的な行為接続が(予期構造を媒介して)事実的な行為接続を生産する、という議論を展開する。当たり前だが行為が行為を生産することはあり得ない。既存の行為・についての体験可能性、の準備とともに現時点での行為可能性を準備すること、すなわちポテンシャルティの布置作業だけが社会システムの働きである。その結果として「行為が繋がっているナ」という体験が供給されるだけだ。ゆえに社会システム論は「事実的行為連関」などという概念を中心据えるわけにいかないし、事実次元で行為の生成が継続するという把握にも意味がない。彼の記述は誤解を与えるだけである。

- (49) こうした排除には経済学自体とくに価格理論のごときは含まない。価格理論は、制度の学、すなわちポテンシャルティの配置を対象にした研究ではなく、制度を(多くは暗黙に)前提にした上で、実際に生起する行為の間の特定の均衡の可能性を、市場価格に係わる次元だけで(=売買行為に限定して)説明する。つまり本文の(b)に限定されており、不当拡張の疑惑はない。問題は経済学「外」の解釈者の不当拡張である。
- (50) Luhmann [1964] 参照。特に目的設定の機能やエンパーシップの機能に関して。
- (51) 《現代の人類学は、一般に今日慣習・信仰あるいは制度の機能と呼ばれるものに何にもましてその焦点を置く。そして機能ということで、一般的機構の内部において文化のある要素によって演じられる役割を意味する》( Malinowski [1934=1967:112] )。
- (52) しかし、かかる接近可能性が「政策科学」の可能性を与えていることを忘れてはならない。この件については、別稿を期す。
- (53) 最近流行の「データマニュアル」などを想起すれば思い半ばに過ぎよう。このようなものは知識配分の不均等(の演出)にだけ効用の根拠をもつ。
- (54) 問題の抽象的な問自体は哲学的伝統をもつ。例えばGehlenの1930年代以来の業績(集大成としてのGehlen [1961=1970]を参照)，遡ってはニーチェの思考など。
- (55) この点での我々の理解はLuhmannを踏襲する。
- (56) Luhmann [1972=1977:44, 78, 80] を参照。
- (57) 玉野〔1987〕を参照せよ。
- (58) 従来の実証的業績でも、何らかの抽象的な理論把握と結合できた例を検討すると、分析家自身の自己理解とは別に、認識利得の源泉が(解釈における)機能的記述にある場合が多いことが判る。この件について別稿を充てる。
- (59) ここで述べた立場からの実証分析の例として宮台他〔1986〕宮台〔1987〕を参照。
- (60) さらに今回はメインには扱わなかった「生成論への

「固執」も典型的な残滓である。これについて宮台  
[1986c] 参照。

(61) 橋爪 [1985] や落合 [1987] など。  
(62) 宮台 [1986a] を参照せよ。

### 言及した文献

- Ashby, R. 1960 "Principles of the self organizing system" (lecture on Biological Computer Library : Illinois Univ.) = 1967 山田・橋本・宮本・銀林訳「自己組織系の原理」『頭脳への設計』, 宇野書房。
- Gehlen, A. 1961 *Anthropologische Forschung*, Rowohlt Verlag. = 1970 亀井裕・滝浦 静雄他訳『人間学の探究』, 紀伊国屋書店。
- 橋爪 大三郎 1985 『言語ゲームと社会理論～ヴィトゲンシュタイン・ハート・ルーマン～』, 勁草書房。
- Hempel, C. G. 1959 "The logic of functional analysys", Gross, L. (ed.) *Symposium on Sociological Theory*, Harper and Row.
- Hogbin, H. I. 1934 *Law and Order in Polynesia*, London.
- 小室直樹 1967 「構造機能分析の原理～社会学における一般分析理論構築の準備～」『社会学評論』18-3 (71): 22-38。
- Luhmann, N. 1962 "Funktion und Kausalität", Kölner Zeitschrift für Sozialpsychologie (14). → 1974 *Soziologische Aufklärung Band. 1*, Westdeutscher Verlag: Köln. = 1984 土方昭訳「機能と因果性」, 土方昭監訳『社会システムのメタ理論』, 新泉社。
- 1963 "Funktionale Methode und Systemtheorie", Soziale Welt (15). → 1974 *Soziologische Aufklärung Band. 1*, Westdeutscher Verlag: Köln. = 1983 土方昭訳「機能的方法とシステム理論」, 土方昭監訳『法と社会システム』, 新泉社。
- 1964 *Funktionen und Folgen formaler Organization*, Duncker & Humblot.
- 1968 *Zweckbegriff und Systemratinalität: Über die Funktion von Zwecken in sozialen Systemen*, Suhrkamp.
- 1973 *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch. = 1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』, 岩波書店。
- 1980 "Komplexität", Grochla, E. (Hrsg.) *Handwörterbuch der Organisation* (2 Aufl.), Stuttgart. → 1982 Luhmann, N. *Soziologische Aufklärung*, Westdeutscher Verlag. = 1986 西阪仰訳「複雑性」, 土方昭監訳『社会システムと時間論』, 新泉社。
- 1982 "Autopoiesis, Handlung und kommunikative Verständigung", *Zeitschrift für Soziologie* 11-4: 366-379.
- Malinowski, B. K. 1934 (introduction for Hogbin [1934]) = 1942 青山道夫訳「付録～原始法の特性～」『未開社会における犯罪と慣習』, 改造社。→ 1955 日本評論新社。→ 1967 新泉社。
- 宮台真司 1983 「行為理論の再構成～規範論的視角～」(東京大学大学院社会学研究科修士論文)。

- \_\_\_\_\_ 1985 「自己組織システムとは何か?」(未発表)。
- \_\_\_\_\_ 1986 a 「社会システム理論の再編に向けて」,『ソシオロゴス』(10)。
- \_\_\_\_\_ 1986 b 「社会学的機能主義の射程」(1986年11月23日日本社会学会大会報告)。
- \_\_\_\_\_ 1986 c 「時間の生成論は不可能である」(未発表)。
- \_\_\_\_\_ 1987 「現代大学生の消費生活の意味するもの～意識調査をもとにして～」,『社会心理学評論』(6)。
- 宮台真司・江原由美子・山崎敬一・吉沢夏子 1986 「テレビコマーシャルの機能的形式分析」,『ソシオロゴス』(10)。
- 長岡克行 1985 「社会システムの自己生産と構造～ルーマンの構造変動論～」,『エピステーメ-II』(1)。
- 落合仁司 1987 『保守主義の社会理論～ハイエク・ハート・オースティン～』,勁草書房。
- Parsons, T. 1945 "The present position and prospects of systematic theory in sociology", Gurvitch, G.; Moore, W. E. (eds.) Twentieth Century Sociology, symposium at Philosophical Library: New York. = 1959 武田良三訳「社会学における体系的理論の現状と未来」,ギュルビッヂ,ムーア(編)『二十世紀の社会学(第4巻)』,誠信書房。
- Parsons, T. ; Smelser, N. J. 1956 *Economy and Society: A Study in the Integration of Economic and Social Theory*, Routledge and Kegan Paul. = 1958・1959 富永健一訳『経済と社会I／II』,岩波書店。
- Polanyi, M. 1958 Personal Knowledge, Chicago Univ. Press. = 1985 長尾史郎訳『個人的知識』,ハーベスト社。
- \_\_\_\_\_ 1966 *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul. = 1980 佐藤敬三訳『暗黙知の次元』,紀伊国屋書店。
- Radcliffe-Brown, A. R. 1935 "On the concept of function in social science", *American Anthropologist* (37):394-402.
- 玉野和志 1987 「地域における社会層分化の分析視角」,『ソシオロゴス』(11)。
- 富永健一 1972 「社会体系の構造と変動」,川島武宣(編)『法社会学の基礎2(法社会学講座4)』,岩波書店。
- 吉田民人 1974 「社会体系の一般変動理論」,青井和夫(編)『社会学講座1～理論社会学～』,東京大学出版会。

(みやだい しんじ)